

知識は  
力なり

# My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入  
光り堂町420 京都インペリアルビル4階



弁護士政次

## ごあいさつ

京都でも桜が咲き出しましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回は、交通事故の物損処理の際によく問題となる代車料について考えてみたいと思います。

平成25年3月

弁護士 政次 秀夫  
事務局 川端広美・井上はるみ

### 交通事故による代車料

(問) 先日、追突事故に遭い、乗っていた自家用車が破損しました。修理は2週間で終わったのですが、保険会社との交渉で修理に着手するまでに時間がかかり、結局、30日間、レンタカーを借りて代車にしていました。この費用は全額請求できますか。

(答) 交通事故によって破損した車両を修理している間、あるいは全損となって買い替えが必要となって、その車両が使えない場合に、代わりに別の車両を借りて使用することがあります。この代わりに使用した車両を代車といい、代車を用いたことで要した使用料を代車料といいます。この代車料が交通事故による損害として認められるのか、認められるとしてどの範囲まで認められるのかが問題となります。

まず、代車の使用は当然に認められるわけではなく、必要性がある場合だけ認められます。そして、この必要性は、事故前における被害者の被害車両の利用目的、利用状況によって判断されることとなります。よく問題と

なるのは、自家用車として使用していた場合ですが、たとえば、事故前から毎日通勤のために使用していたといった事情があれば必要性が認められるケースもあるでしょうが、単に買い物だけに使っていたという事情であれば、必要性は認められないでしょう。

次に、代車使用が認められる期間ですが、破損の修理又は買替えに要する相当な期間に限られます。裁判例では、破損の修理に要する相当な期間としては2週間程度、買替えに要する相当な期間としては30日程度が認められているケースが多いようです。もっとも、ケースによっては、被害者が、損害保険会社の担当者の説明に納得ができず修理又は買替えの着手に時間がかかる場合もあります。かかる場合でも、損害保険会社の担当者の具体的な説明内容や交渉経過から見て、通常の被害者が納得して修理又は買替手続に着手するに足りる合理的な期間内の代車料にとどまる限り請求できるという裁判例があります。

以上より、本件でも、代車使用の必要性が認められるなら、保険会社との交渉期間として2週間程度を要していますが、合理的期間内として、代車料全額が認められる可能性が高いでしょう。

(右上へ)

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人がいらっしゃれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止  
FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告◎)